

平成 25 年  
4月から

# 医科・調剤レセプトを紐付け 管理し短期給付金を計算します

現在は、同一の傷病の治療でも、病院で治療を行い、その病院から交付された処方箋により薬局で薬をもらうことが一般的になっています。

この場合共済組合には、病院からの請求（医科レセプト）と薬局からの請求（調剤レセプト）が別々に来ることとなりますが、現在はそれぞれのレセプトを関連付ける（紐付け）ことが出来ないため、レセプトごとに附加金等\*の短期給付金の計算を行っています。

しかし、短期給付金の計算を行う基幹システムの改修等により医科（歯科）レセプトと調剤レセプトの紐付け管理が可能となりましたので、平成25年4月診療分から紐付け管理により短期給付金を計算し支給することとなりましたのでお知らせします。

※ 家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金、一部負担金払戻金、合算高額療養費附加金

## 例 70歳未満で給料月額 424,000円未満の組合員の場合

医療機関

薬局

(自己負担額)  
25,500円<sup>Ⓐ</sup>

+

(自己負担額)  
6,000円<sup>Ⓑ</sup>

=

31,500円

現 行	医療機関・薬局それぞれの自己負担額から基礎控除額 25,000 円を控除した額を附加給付等として支給 A 25,500 円 - 25,000 円 ⇒ 支給額 0 円 (千円未満不支給) B 6,000 円 - 25,000 円 ⇒ 支給額 0 円
紐付け管理後 (平成 25 年 4 月から)	医療機関と薬局の自己負担額の合計から基礎控除額 25,000 円を控除した額を附加給付等として支給 (25,500 円 + 6,000 円) - 25,000 円 ⇒ 支給額 6,500 円